

岩手県告示第536号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和3年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 170号	消石灰	くみあい65 顆粒消石灰	アルカリ分 65.0	—	宮城石灰鉱山株 式会社	宮城県登米市中 田町上沼字北桜 場86番地	令和3年2 月1日
岩手県第 205号	消石灰	70顆粒消石 灰	アルカリ分 70.0	—	宮城石灰工業株 式会社	宮城県登米市中 田町上沼字北桜 場86番地	令和3年3 月1日
岩手県第 207号	消石灰	70粒状消石 灰	アルカリ分 70.0	—	宮城石灰鉱山株 式会社	宮城県登米市中 田町上沼字北桜 場86番地	令和3年2 月1日